

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 31 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 田村厚生労働大臣から発言がありました。

2 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・田村厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、山本内閣府副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

(質疑者) 長妻昭君（立民）、山井和則君（立民）、西村智奈美君（立民）、尾辻かな子君（立民）、川内博史君（立民）、早稲田夕季君（立民）、宮本徹君（共産）、青山雅幸君（維新）、高井崇志君（国民）

(質疑者及び主な質疑事項)

長妻昭君（立民）

厚生労働省老健局職員による大人数での深夜までの会食事案関係

- ア 飲食店を予約した時間帯
- イ 飲食店の営業時間を超えた悪質な居座り行為との指摘に対する厚生労働省の見解
- ウ 詳細な調査を行う必要性
- エ クラスターが最も発生している施設
- オ 老健局から高齢者施設に発出している通知の内容
- カ 高齢者施設に謝罪する必要性
- キ 課内で参加を辞退した人数
- ク 参加者の内訳
- ケ 当事者の課長が委員会に出席しない理由
- コ 全容解明及び再発防止策の必要性
- サ 厚生労働大臣が責任を取る必要性
- シ 厚生労働省における同種の事案の有無

山井和則君（立民）

(1) 厚生労働省老健局職員による大人数での深夜までの会食事案関係

- ア 本事案についての尾身参考人の見解
- イ 本事案に伴う処分が軽すぎるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 厚生労働省としての 21 時以降若しくは 4 人以上の職員の会食の禁止の有無

(2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置関係

- ア 大阪府への適用の必要性についての尾身参考人の見解
- イ 大阪府から適用を要請された場合に政府が断る可能性の有無
- ウ 緊急事態宣言の解除を大阪府において早めたことの影響の有無についての尾身参考人の見解
- エ 適用する地域における営業時間短縮要請を 20 時にする予定の有無

(3) 新型コロナウイルス感染症の第 4 波のピークが第 3 波を上回る可能性

(4) 高齢者施設に入所している認知症高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種関係

- ア 本人の意思確認ができない認知症高齢者に対してはワクチン接種ができないことの確認
- イ 新型コロナウイルスワクチンに限り家族の同意による接種を認めて Q & A に明記する必要性

西村智奈美君（立民）

- (1) 厚生労働省老健局職員による大人数での深夜までの会食事案に関する厚生労働省調査の実施主体
- (2) 医療従事者への慰労金関係
 - ア 離職していて復職した看護師は復職時期によっては慰労金の対象にならないことの確認
 - イ 再度医療従事者等に慰労金を支給すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 新型コロナウイルスワクチン関係
 - ア 医療の現場では接種が強制されているという状況の厚生労働省における把握の有無
 - イ 希望するワクチンを選択できるとした内閣府大臣補佐官の発言に関するこれまでの経過
 - ウ 政府が確認した情報を一元的に発信することを徹底する必要性
- (4) 新型コロナウイルスの変異株のスクリーニング検査及びゲノム解析関係
 - ア 地方衛生研究所でスクリーニング検査及びゲノム解析を行っている施設数
 - イ 民間・大学等でスクリーニング検査及びゲノム解析を行っている施設数
 - ウ スクリーニング検査の抽出割合 40%達成の確認方法

尾辻かな子君（立民）

- (1) 厚生労働省老健局職員による大人数での深夜までの会食事案関係
 - ア 報酬改定した際の介護現場の状況の把握の有無
 - イ 会食に対する抗議の電話やFAXの件数
 - ウ 会食が企画された時期
 - エ 会食に対する疑問の声や中止を求める意見の有無
 - オ 会食が案内された人数
 - カ 役職が下の者が上の者に意見を言えない風土を変えるための厚生労働省としての今後の対策
- (2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置関係
 - ア 大阪府市が要請した場合の対応
 - イ 大阪府知事のいうマスク会食義務化の可否
- (3) 新型コロナウイルスの変異株が確認されている国からの帰国者への対応関係
 - ア SNS上で不満の声がある食事内容を改善する必要性
 - イ 公費で提供している食事の1食あたりの具体的金額
 - ウ 不満の声があるのは費用不足ではなく体制の問題ではないのかという意見に対する厚生労働省の見解
 - エ 関西国際空港及び中部国際空港以外の空港の状況を確認する必要性
 - オ 栄養管理の面から管理栄養士の意見を聞く必要性

川内博史君（立民）

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種によるアナフィラキシー、副反応等関係
 - ア アナフィラキシーとして報告された181件関係
 - a 181件のブライトン分類レベル
 - b ブライトン分類レベル1から3の47件以外の分類レベル
 - c ブライトン分類レベル4及び5の内容
 - イ アナフィラキシー以外の重篤な副反応疑い報告数
 - ウ 重篤な副反応疑い報告149件が医療機関からの報告数であることの確認
 - エ 製造販売業者からのアナフィラキシー報告数
 - オ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）関係

- a 副反応疑い報告のブライトン分類レベルの原案をPMDAの職員が作成していることの確認
- b PMDAにおけるファイザー社からの出向者の有無
- c PMDAにおける元ファイザー社の社員の有無
- d PMDAにおける元ファイザー社の社員の有無を調査する必要性
- カ アナフィラキシーが重篤な副反応に含まれるか否かの確認
- キ アナフィラキシーとして報告されたブライトン分類レベル4の132件のうち重篤な副反応疑いに分類される事例の有無
- ク 今後はアナフィラキシー報告数のうちブライトン分類レベル1から3の件数及びレベル4であるが重篤な副反応疑いが強いものの件数を公表する必要性
- ケ 先行接種者2万人を対象に実施するとしていた副反応等調査の実施状況
- コ 海外の状況関係
 - a アメリカにおけるアナフィラキシー数、死亡者数、そのうち補償された人数及び補償額
 - b イギリスにおけるアナフィラキシー数、死亡者数、そのうち補償された人数及び補償額
 - c 上記以外の諸外国におけるアナフィラキシー数、死亡者数、そのうち補償された人数、補償額等の状況を調査し報告する必要性
- サ ワクチン接種後に死亡した者の遺族に対して予防接種健康被害救済制度を周知する必要性
- (2) 新型コロナウイルスの変異株スクリーニング検査での抽出割合を100%にすべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

早稲田夕季君（立民）

- (1) 厚生労働省老健局職員による大人数での深夜までの会食事案におけるパワーハラスメントに該当するような強制的な参加の有無を調査する必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る検査関係
 - ア 尾身参考人が必要と指摘するモニタリング検査、深掘り検査及び高齢者施設の従事者等に対する検査の対象、地域及び手段
 - イ モニタリング検査及び高齢者施設の従事者等に対する検査の実施状況
- (3) 新型コロナウイルスの変異株関係
 - ア 子どもの感染率の高さ及び感染拡大地域における全数のスクリーニング検査の必要性についての尾身参考人の見解
 - イ スクリーニング検査及びゲノム解析の実施のため地方自治体を支援する必要性

宮本徹君（共産）

- (1) 新型コロナウイルスワクチン関係
 - ア ワクチン接種のための有給の特別休暇制度を創設する必要性
 - イ ワクチンの副反応で長期間仕事を休む場合は労災適用とする必要性
 - ウ ファイザー社製ワクチン接種後の突発性難聴の海外における発症件数及び突発性難聴となった者の既往症等の傾向の有無
- (2) 厚生労働省職員の本年2月の超過勤務時間の状況及び時間外在庁時間の把握方法
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード関係
 - ア 座長らの要望にもかかわらずアドバイザーボードが開催に至っていないとの報道の真偽
 - イ 座長から開催の要望を行った事実の有無
 - ウ 感染拡大局面において定期的にアドバイザーボードを開催すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 厚生労働省老健局職員による大人数での深夜までの会食事案関係

- ア 新型コロナウイルス感染拡大防止のための国民へのメッセージの重要性に関する国立感染症研究所長の認識
- イ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府としての真剣な姿勢を国民に伝えきれていない政治の責任が遠因にあるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 新型コロナウイルス感染症の科学的認識に関する厚生労働省職員への教育体制の状況

青山雅幸君（維新）

新型コロナウイルス感染症関係

- ア 感染者数に占める無症状病原体保有者数の割合を公表する必要性
- イ 感染者の半数は無症状病原体保有者である等安心材料となるデータについても公表するとともに、医療提供体制の違い等により諸外国とは異なる観点から社会的隔離政策を実施すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 飲食店への時短要請等一部に限定した比較的緩い我が国の感染防止対策について効果の有無を検証すべきとの指摘に対する尾身参考人の見解

高井崇志君（国民）

生活福祉資金の特例貸付関係

- ア 総合支援資金の貸付申請で不承認とされた者の救済方法及び社会福祉協議会の体制を強化するなどして不承認の理由を開示する必要性
- イ 総合支援資金の再貸付の延長、低所得世帯向け給付金及び生活保護申請の要件緩和を行うべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 緊急小口資金の償還免除要件について住民税非課税世帯の確認の対象を借受人のみとする必要性